

コンタクトセンターからのお知らせ

平成28年1月27日・1月28日

東京電力株式会社
ネットワークサービスセンター

「電気の供給者変更のお手続きについて」特設サイトのご案内

- 昨年12月24日より本年3月31日までの期間限定で弊社ホームページに「電気の供給者変更のお手続きについて」特設サイトを設置しております。
- スwitching支援システム運用開始前の「設備情報照会」および「使用量情報照会」のお手続き等につきまして、当サイトでご紹介しております。

<http://www.tepco.co.jp/kyoukyusya/index-j.html>

電気の供給者変更のお手続きについて

電気の供給者変更のお手続きについて

設備情報照会および使用量情報照会の流れ (1月4日~2月25日)
 上記期間のみ電子メールによる照会申込を承ります

- 電子メールによる低圧供給地点の「設備情報照会」および低圧供給のお客さまの「使用量情報照会」につきましては、スイッチング支援システムが運用開始となる前の**本年1月4日より2月25日まで**承ります。
- 3月1日以降は、スイッチング支援システムの「設備情報照会」および「使用量照会」機能をご利用いただけます（2月26日以降の電子メールによる申込みは終了とさせていただきます）。

1月4日～2月25日

設備
情報
照会

所定の依頼兼回答票をメール送付
※所定の様式は電力広域的運営推進機関スイッチング支援システムヘルプデスクより取得
※申込先：setsubi_shoukai@tepco.co.jp
※申込時に**お客さま番号**または**供給地点特定番号**が必要



3月1日以降

スイッチング支援システムの【設備情報照会】機能を使用
※機能利用時に供給地点特定番号が必要

使用量
照会

所定の申込書兼委任状をメール送付
※所定の様式は当社ホームページより取得
※申込先：ryo_shoukai@tepco.co.jp
※申込時に**事業所コード**+**お客さま番号**が必要



スイッチング支援システムの【使用量照会パスワード申込】【使用量照会】機能を使用
※機能利用時に供給地点特定番号が必要
※パスワード申込には「本人確認書類」の添付が必要
※使用量照会にはパスワードが必要

【小売電気事業者さまへのお願い】

- 設備情報照会の申込みには**お客さま番号**または**供給地点特定番号**が必要ですが、複数の事業所で同じお客さま番号を使用している場合、お客さま番号から地点を特定できないことがあります。スムーズなお手続きのために、「**お客さま番号+事業所コード**」もしくは「**供給地点特定番号**」をご記載頂きますよう、よろしくお願いいたします。

供給（受電）地点特定番号の周知方法およびご確認方法のご案内

【供給（受電）地点特定番号の周知方法】

スイッチング支援システムのご利用にあたり必要となる、各地点の供給（受電）地点特定番号は、**本年1月の検針日以降、当社とご契約を頂いている需要者さまに対し、「電気ご使用量のお知らせ」等を用いて当社より順次通知しております。**

【供給（受電）地点特定番号のご確認方法】

- ◆ お引越し先の供給地点等でご不明な場合は、**コンタクトセンターへお問い合わせください。**

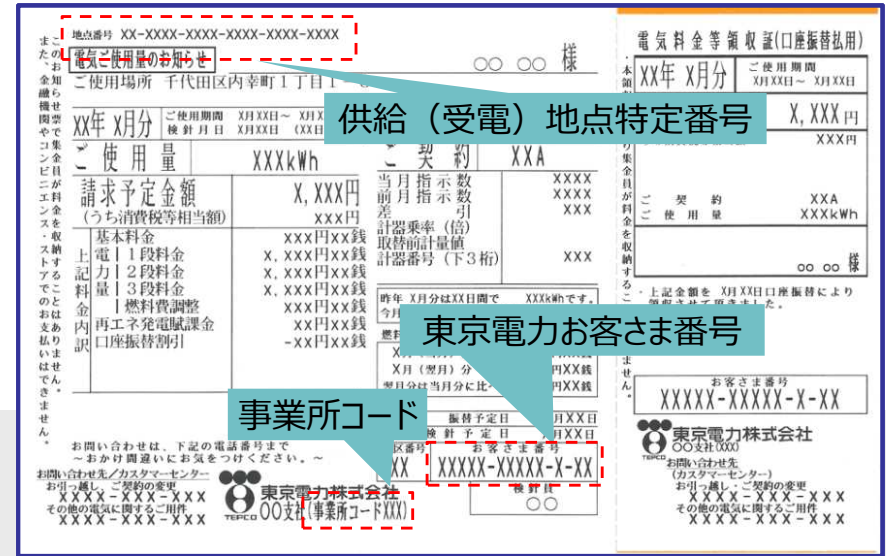
T E L : 03-6375-9010

受付時間：下記休業日を除く平日の9時～17時

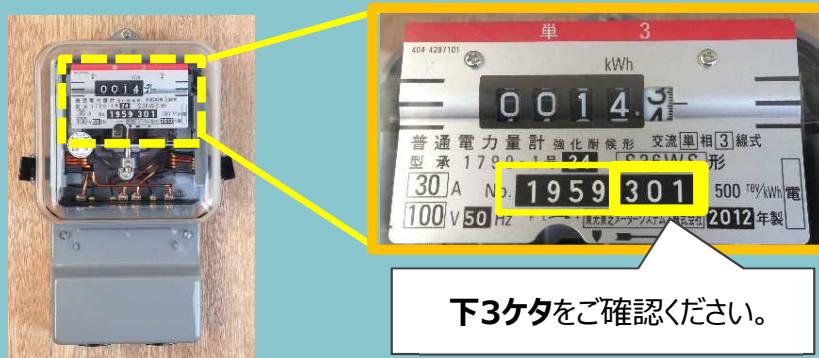
休業日：土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、年末年始（12月29日～31日、1月2日～3日）

※ コンタクトセンターでは、ご連絡者が個人情報の共同利用事業者であることを確認するため、お問い合わせいただいた際、**電力広域的運営推進機関より発行された事業者コードをお伺いいたします。**ご担当者さまへの周知をよろしくお願いいたします。

- ◆ 3月1日以降は、スイッチング支援システムの【設備情報照会】機能により、当該地点の住所等情報や、計器番号から検索のうえ、ご確認いただけます。



旧型計量器の場合



スマートメーターの場合

